

平成26年度 大庄北中学校危機管理マニュアル

危機管理の必要性

学校は、生徒が安心して学び、教職員が安心して教育活動を行う安全な場所でなければならない。しかし、ときとして学校の安全を脅かす事件・事故や災害が発生する。そのようなときに備えて、適切かつ確実な危機体制を確立する。

危機管理対応の基本姿勢「さしすせそ」

さ	最悪の事態を想定して対応
し	慎重に
す	素早く（あわてず、あせらず、あきらめず）
せ	誠意を持って（目に見える、具体的な形で）
そ	組織で対応

危機管理の目的

- 1 生徒や教職員の命を守る。
- 2 危険をいち早く発見して、事件・事故の発生を未然に防ぐ。
- 3 事件・事故や災害が発生したときは、適切かつ迅速に対応し、被害を最小限に抑える。
- 4 事件・事故の再発防止と教育の再開に向けた対策を講じる。

危機管理体制・役割分担

係	任 務 分 担
本 部	・ 生徒の安全確保と校内連携、関係機関等への連絡 記録の保存と報道対応 本部長（校長）：全体総括、教職員への指示・命令 副本部長（教頭）：報道機関の窓口（窓口の一本化）
消火・防護係	・ 出火時の初期消火作業 ・ 電気設備、ガス、危険物施設等の安全設置
避難誘導係	・ 生徒の避難誘導 ・ 避難器具の設定・操作
警 備 係	・ 被害状況の把握と校舎内外の警備
救 護 係	・ 負傷者及び被救助者の応急救護
搬出・情報収集係	・ 重要文章等の搬出 ・ 尼崎防災無線及びテレビ等からの情報収集

